

赤坂地区港区立いきいきプラザの管理運営に関する業務基準書の変更に関する覚書

港区（以下「甲」という。）と赤坂地区港区立いきいきプラザ（以下「本施設」という。）の指定管理者であるピーウォッシュ・太平ビルサービス共同事業体（以下「乙」という。）は、本施設の管理運営に関する基本協定書に基づく業務基準書（以下「原基準書」という。）で定めた事項の変更について、次のとおり、覚書を締結するものとする。

1 業務基準書を以下のとおり変更する。

- (1) 原基準書項番4（1）ウ（イ）を削除し、原基準書項番4（1）ウ（ウ）を（イ）に、（エ）を（ウ）に改める。

（イ）「港区高齢者会食サービス事業実施要綱」に基づく会食サービス事業を実施すること。

- (2) 原基準書項番4（1）エ（イ）を削除し、原基準書項番4（1）エ（ウ）を（イ）に、（エ）を（ウ）に改める。

（イ）他のプラザ等と連携して、「港区高齢者人材バンク事業運営要綱」に基づく高齢者人材バンク事業、「港区立いきいきプラザ等地域訪問事業運営要綱」に基づく地域訪問事業などの事業を実施すること。

- (3) 原基準書項番4（6）ア（オ）を削除し、原基準書項番4（6）ア（カ）を（オ）に改める。

（オ）指定管理者は、プラザの利用状況報告を翌月の5日までに、区に提出すること。
ただし、5日が土曜、日曜日、祝日（休日を含む。）のときはその翌日に、提出すること。

- (4) 原基準書項番5（2）ア（カ）を以下のように改める。

（カ）AEDの日常作動点検を行い、保守管理を行うこと。また、緊急時には迅速に活用できるよう、日頃より操作訓練等を行うこと。

- (5) 原基準書項番5（2）オ（エ）bを以下のように改める。

b 電動車を始め、低公害・低燃費な自動車利用に努めること。電動車とは、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、ハイブリッド自動車（HV）の総称を指す。

- (6) 原基準書に項番5（2）ソとして以下を追加し、原基準書項番5（2）ソをタに改める。

ソ 公益通報対応

指定管理者は、公益通報保護法（平成16年法律第122号）に基づき区が設置する公益通報窓口について、職員に周知するとともに、職員が公益通報したことを理由に、解雇、減給等の不利益な取扱いをしないこと。

- 2 本覚書に定めのない事項又は本覚書について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。
- 3 本覚書は令和7年4月1日から適用するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年3月17日

甲 港区芝公園一丁目5番25号
港区 港区長 清 家 愛 ⑤

乙 豊島区長崎五丁目1番23号
ピーウォッシュ・太平ビルサービス共同事業体
代表団体 株式会社ピーウォッシュ
代表取締役社長 漆原 雅明 ⑤